

平成30年度 第2回

杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会  
議 事 録

平成30年11月7日（水）

	平成30年度 第2回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会	
日時	平成30年11月7日(水) 午前10時～正午	
場所	杉並区役所 中棟4階 第1委員会室	
出席者	委員	高見澤、小笠原、正木、幸田、松枝
	条例第13条による出席者	飯塚(杉並消防署代理出席) 田村(杉並警察署代理出席)
	説明員(区)	土木担当部長 建築課長 狭あい道路整備課長 副参事(特命事項担当) 土木管理課長
傍聴	なし	
配布資料	事前	・平成29年度狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況
	当日	・平成30年度上半期 狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況 ・平成30年度の取組状況 ・平成30年度 第1回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会議事録
会議次第	1 開会	狭あい道路整備課長
	2 委嘱状の交付	狭あい道路整備課長
	3 土木担当部長挨拶	土木担当部長
	4 委員挨拶	各委員
	5 会長及び副会長の選出	狭あい道路整備課長
	6 報告事項	進行：会長
	平成29年度狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況	
	平成30年度上半期の実施状況	
	3 その他	狭あい道路整備課長
	次回の協議会日程調整	
	4 閉会	会長

## 第2回 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会

狭あい道路整備課長 それでは、平成30年度第2回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の開催をお願いいたします。

本日は、平成30年度第2回の開催となりますが、委員の皆様におかれましては、任期为2年間となっております、8月3日をもちまして、新たに、杉並区の狭あい道路の拡幅に関する協議会の任務を2年間お務めいただくことになりました。大変お忙しい中、委員を引き続きお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

協議会の開催に当たり、委員の皆様にご挨拶の交付を行いたいと思います。ご挨拶につきましては、時間の関係上、席上に配付させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

お名前だけご紹介させていただきます。

高見澤邦郎様。小笠原勝也様。松枝廣太郎様。幸田雅治様。正木順子様。白鳥悦男様。大橋聡毅様。

白鳥様、大橋様は本日欠席のご連絡をいただいております。

協議会の開催に当たりまして、区長を代理いたしまして、土木担当部長の吉野稔よりご挨拶を申し上げます。

土木担当部長 皆様おはようございます。土木担当部長、吉野でございます。

本協議会、平成28年8月に第1回を開催してから2年が経過し、今回、改めて委員をお願いすることになりました。これまで2年間、活発にご議論いただき、2回の諮問にご答申もいただき、おかげさまで条例の目指すところへ着実に進んできていると感じてございます。引き続き、本当にいろいろある中で皆様をお願いして、さらに進めてまいりたいと考えております。条例では施行から3年を目途として条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしています。来年在施行後3年の年になってまいります。職員一丸となって今まで以上に頑張っておりますが、これまでの成果を含めて、まだまだと思われる部分もあると思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

狭あい道路整備課長 それでは、委員の皆様からご挨拶をいただきたいと存じますが、皆様、再任でいらっしゃると思いますので、一言ずつ簡単にお願ひできればと存じます。

初めに、高見澤邦郎様、よろしくお願ひします。



それでは、新たな協議会として、改めて会長の選出をお願いしたいと思います。  
会長は杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例第11条第1項の規定に基づき、委員の互選によると定められております。

選出の議事進行は、私、狭あい道路整備課長が務めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。改めまして、2年間よろしく願い申し上げます。

ただいまから、平成30年度第2回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会を開会いたします。

議事の前に、事務局からご報告があればお願いいたします。

狭あい道路整備課長 本日の狭あい道路の拡幅に関する協議会につきましては、委員、委員が欠席でございますけれども、杉並区狭あい道路拡幅に関する協議会委員7名のうち、現在、5名の方がご出席されておりますので、平成30年度第2回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会は有効に成立しております。

また、協議会の記録のために、写真撮影と録音をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長 議事録署名委員は、委員をお願いしたいと思います。

傍聴者はいかがですか。

狭あい道路整備課長 本日、傍聴の申し出はございません。

会長 わかりました。

それでは、議事次第に従って議事を始めますけれども、報告事項が2点、その他があるわけですが。

報告事項の第1からお願いいたします。

狭あい道路整備課長 初めに配付資料の確認をさせていただきます。

本日、当日配付資料といたしましては、次第。事前に配付しておりますけれども「平成29年度 狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況」。

次に、参考資料といたしまして「平成30年度上半期 狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況」「平成30年度取組状況」。他に平成30年度第1回協議会の議事録でございます。合わせて緑色のチラシをご覧ください。

資料はお手元でございますでしょうか。不足している方はお知らせください。よろしいでしょうか。

では、配付資料に基づきご説明いたします。

まず、平成29年度の狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況についてご説明させていただきます。

本資料につきましては、今年度の第1回協議会におきまして、暫定版をお示し、説明させていただきました。そのときにいただいたご意見を参考に、時点修正を加えたものとなっております。主な変更点のみ説明させていただきます。

まず初めに、拡幅整備の取組状況でございますが、平成29年度の拡幅整備延長は、8,297メートルとなりました。結果として、平成27年、28年度から減少しておりますが、戸別訪問等の折衝による拡幅につきましては、折衝件数、拡幅整備件数、拡幅整備延長とともに、平成27年、28年度を上回っております。

次に電柱等の移設の取組ですが、ご指摘を参考に表を修正しております。前回の協議会でご指摘があった表なのですが、平成24年度調査から平成29年までの推移を記載いたしまして、年度ごとに依頼本数、移設が必要ないもの、工事準備中などを含めた完了本数、地元折衝中などによる未了本数に分類したものとさせていただきます。

次に、助成制度の取組についてですが、助成金の交付につきましては、助成金額・項目・構成比のグラフを最終版として修正しております。

続きまして、参考資料となりますが、平成30年度上半期の狭あい道路の拡幅に関する取組の実施状況についてご報告させていただきます。本日配付の資料をご覧ください。

まず、拡幅整備の取組につきましては、拡幅整備延長は3,689メートルとなっております。これは出だしが鈍い状況ではございますけれども、狭あい道路拡幅整備の事前協議件数は、前年同時期を上回るペースとなっておりますので、最終的な整備延長は増加するものと考えております。

次に、支障物件の取組につきましては、現地に出向き、積極的に指導を行っているところですが、今年度はまだ是正が完了したところはありません。今後粘り強く指導を重ねてまいりたいと考えております。

電柱等移設の取組につきましては、移設のための調査、地元折衝に時間が必要ですので、まだ未了本数が多い状況となっております。

次に、重点整備路線の取組につきましては、引き続き、休日も含めて戸別訪問などを繰り返し、折衝を行っているところでございます。

次に、普及啓発の取組につきましては、整備地区にある町会への説明、新たな整備地区でのチラシ配布、戸別訪問、イベント出展などに取り組んでまいります。

続きまして、参考資料の平成30年の取組状況について、報告させていただきます。本日、配付させていただいた参考資料をご覧ください。

初めに、具体的な取組状況ですが、先ほどご報告いたしました平成30年度の上半期の実施状況に加えまして、より詳しい内容を記載したものとなっております。簡単に説明させていただきます。

初めに広報活動ですが、記載のとおり、新たな整備地区、これは昨年度公表いたしました地震被害シミュレーションで被害が大きく、火災の危険度が高いところにつきましては、新たな整備地区として4月に指定していますが、ここに助成制度の周知徹底を行っていかうということで、地域にパンフレットの配布、町会長や町会に出向いて説明を行ってまいりました。

次に、イベントでの周知活動。区民アンケートでも、狭あい道路の事業というのは、まだなかなか周知されていない部分もあるのですが、こういったイベントで、区民と接する機会が多いので、その際にはわかりやすい説明を、パネルやラジコンカーを使用した狭あい道路コース体験を行いました。こちらの窓際に設置してあるパネルと、こちらのテーブルに狭あい道路のコース体験のラジコンカーを使った模型をつくっています。こういったものを様々なイベントの際に提示させていただいて、普及啓発に努めているところでございます。

次に、区立施設の沿道整備でございます。これは過去の自主整備箇所ですが、後退部分が道路形態になっていない部分です。区が自ら姿勢を示していくということで、3年の間に、まずは小学校、公園、その後、他の区立施設でやっていかうということです。今年度は既に小学校2校、9月に完了しています。今年度中には記載のとおり約530メートルの拡幅整備を予定しております。

次に、計画、予算の見直しですが、今回、杉並区の実行計画の改定作業を行ってまいります。これまでは拡幅整備目標延長というのは、9,500メートルだったのですが、さらに、上乗せして1万メートルという目標を掲げまして、加速化していかうということで、取り組んでいくことにいたしました。

目標達成に向けて、先ほどご説明しました新たな整備地区で重点的にチラシを各戸配布したり、説明を行ってまいりました。さらに来年度は、新たに現状を調査したり、戸別訪問など、拡幅整備事業や支障物件の設置禁止の説明をす

る委託を業者にお願いしまして、進める検討をしております。

次に、補正予算の計上ですが、今年度の当初予算が約10億円弱ですが、さらにプラスで1億3,900万円を計上しました。これはやはり道路整備費の高騰に伴う不足分だとか、区立施設沿道、あとは新たな整備地区での取組や、過去の自主整備箇所を洗い直して拡幅整備を行うということで、上乘せしたものでございます。

次に、通学路沿道の危険なブロック塀等の対策ということで、皆さんもご存じだと思うのですが、6月18日に大阪府で地震によって小学校のブロック塀が倒壊による痛ましい事故がありました。

そこで杉並区も、耐震・不燃化担当では、ブロック塀の助成の制度を創設し、狭あい道路整備課では「杉並区通学路の狭あい道路拡幅整備に伴う塀等の緊急安全対策に関する助成金交付要綱」を制定しました。現在ある助成制度の要綱を活用して、こちらの整備地区以外の通学路かつ2項道路の沿道においても、整備地区と同様の助成が受けられるよう、平成31年度限りの時限的ではございますけれども、要綱を制定いたしました。

次に、裏面になりますけれども、通学路の沿道以外の2項道路沿道のブロック塀対策ということで、過去に杉並区内の危険なブロック塀を調査した結果がございまして、2項道路で通学路の対象になる塀が13件あるのですが、そちらの戸別訪問を実施して地権者の方にも説明して、ご協力いただくように取組を行っていきたくて考えております。既に現場は私も含めて職員と全部見てまいりました。

さらに新たな整備地区以外の整備地区についても、改めて助成金の周知を予定してございます。これも2項道路の沿道ということで、対象が1,600件ぐらいあります。

次に支障物件への指導でございますが、指導件数は7件でございます。指導は随時やっていくのですが、是正件数は、先ほどご報告しましたとおりまだゼロです。重点整備路線において拡幅整備について、今、協議中で、地主の方と、折衝している最中でございます。費用もかかりますので、地主の方と何度も何度も打ち合わせをしながら進めている状況で時間がかかっております。

次に「パトロールを実施予定」とありますが、こちらにも建築課との合同パトロールで支障物件のパトロールを年内から年明けにかけてやっていきたいと考えています。



最後に、突出電柱対策でございます。電柱事業者との協力体制の強化ということで、前回の協議会でも報告させていただいた突出電柱でございますが、電柱事業者と情報を共有しながら、計画的に進めていこうということで取り組んでいます。

区職員と電柱事業者が一体的に取り組んでいこうということで、現地に赴いて、住民との折衝も行っているところでございます。

今年度は1本だけですけれども、住民の反対があった現場において、移設することができました。

また定期的に電線事業者と打ち合わせを行い情報共有を図っているところでございます。

ただいまご紹介いたしましたように、狭あい道路の拡幅整備につきましては、区の重点事項としておりまして、整備を加速化していくために、前回、ご説明をいたしましたが取組のパワーアップ計画に基づきまして取り組んでいるところでございます。

次に、2番の過去の自主整備箇所再確認、2枚目の下の部分をご覧ください。

狭あい道路の拡幅整備は、区が拡幅整備を実施する区整備と、建築主等が自ら整備を行う自主整備がございます。

自主整備であっても、敷地と後退用地を境石などで、明確に区分けをした整備としなければなりませんけれども、どうしても空間があいてしまうと支障物件を置かれてしまうといったことで、そういった温床になると考えてられておりました。しかし、条例を平成28年に改正しまして、後退用地に支障物件を置くことは明確に禁止されましたので、条例改正後の自主整備箇所の状況を把握したいということで、職員が28年度の整備箇所について、調査を行いました。こちらの資料に記載してありますように、28年度分で、真ん中の表にございますけれども、事前協議の総受付件数は923件ございました。そのうち自主整備として受け付けた件数が217件で、実際、自主整備には後退整備が済んでいるとか、2項道路の終端であったり、あとは売買のための後退線の位置確認とか、そういった協議のものを除くと、90件分となり、約体1割が自主整備になっていることがわかりました。

そこで、その90件につきまして、現地に赴きまして調査をしました。この調査結果はこちらの記載のとおりなのですが、整備未了、これはまだ建築中であるのが7件ありましたので、90件のうち、7件を引くと83件、そのうち

区整備と同等のものが32件、L型移設等拡幅整備完了しています。次に、空間確保や支障物件ありなしで調査したのですが、空間は確保されており、また、支障物件ありというのは0件で、平成28年度の調査におきましては、総事前協議案件923件に対して、整備部分に支障物件はないということがわかりました。

結果的には、条例改正以降、自主整備であっても区整備と同様の整備がなされていたり、後退用地の空間を確保されており、条例に一定の効果が図れたものと考えられます。

最後に、この資料の裏面をご覧ください。

今回は28年度の調査をしましたが、今後は平成27年とか条例改正以前の状況を、適宜、調べていき、条例改正の効果検証を行っていきたいと考えております。

最後ですが、支障物件が置かれてしまうのは、道路状に整備されていないため、空間に支障物件が将来置かれてしまうということが考えられます。

また、なぜ自主整備を選択したかという理由を検証してみました。建物を建てる時期と区のL型等の移設時期が合わないということだったり、借地等で土地所有者の承諾が得られないということがございます。

ただ、今回の結果では、自主整備で区整備と同等の整備を行っていても、狭あい道路の整備済みとしていないということで、整備延長の実績に入れていなかったのですが、今後はこうしたものを追跡調査して実績値を精査するとともに、自主整備であってもL型を移設する拡幅整備を助成金の対象にするなども課題としてあるのかなということが見えてまいりました。

以上が報告となります。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

多岐にわたりまして、我々も数カ月に一度振り返っているところもあるので、ご質問もあるかと思えます。

今回、条例施行の3年目ということで、条例あるいはその運用について、この審議会に区に意見を述べるというようなことが今年度から来年度にかけてなされるという理解でよろしいですね。

狭あい道路整備課長 そのように考えております。

会長

今日はそういう意味では、2期目の初回ですので、ご質問も含め、多様なご意見といたしますか、アイデアも含めて、今後、こんなことも検討したらいいの

ではないか、この辺はどうなのというあたり、いろいろな部分がありますから、最初のご説明から今のご説明までどこに飛んでも構いませんので、ご意見なりご質問をお願いできたらと思います。いかがでしょうか。

委員                    なかなかぱっと見ても、どのぐらい進展したのかというのが直感的に受け取りにくいので難しいですね。

狭あい道路整備課長    上半期の5か月で整備延長3,600メートル程度ということで、1年間にすると、なかなか目標値まで至らないのですが、先ほどご説明いたしましたように、事前協議の件数が昨年度より多いことから、これから多くの整備工事が見込まれ、区も補正予算を計上していますので、さらに上積みされるとは考えております。

会長                    我々でもなかなか読み取れないところがあるわけですから、一般の区民の方々がしかも当事者にならない限り、なかなか関心が持てないという中で、町会長さんとか、地域団体の協力で、特に防災的に問題なところには理解を深めていただくということだと思いますけれども、今のご意見を踏まえて言えば、これはいい成果だということはピックアップして、少し大宣伝でもないけれども、こういうことが条例改正後や、計画立ててお知らせしておきたいと。全部を平面的にお知らせしてしまうと、どこが明らかかわかりにくいので、区民向けには少しここを見てほしいというものをピックアップするのもいいのではないのでしょうかね。

委員                    的を絞った感じで。

狭あい道路整備課長    狭あい道路の拡幅整備というのは、建築に伴って整備が行われているのですが、路線ごとに一遍に解消されるわけではありません。解消された部分を皆さんに写真を見ていただいて、拡幅整備の効果というものをショールーム的に見ていただくことも必要ですし、今回、このチラシも職員が広報課に相談しながらつくったものですが、こういったものを各戸配布しました。来年度も各戸に委託とあわせて狭あい道路の拡幅整備事業の必要性とご理解を得るために、地元にどんどん入っていきたいと思います。広がった写真を見れば効果というのは大体皆さんにご理解いただけると思いますので、様々な機会を捉えて周知をしていきたいと思っています。

会長                    このチラシはなかなかわかりやすいですね。これは新しい区域にまかれたものですか。

狭あい道路整備課長    はい。地震被害シミュレーションの結果を受けて、今回、新たな整備地区と

いうことで指定した区域でございます。

委員

私の所属している建築士事務所協会杉並支部で、毎月2回、区役所1階で建築について総合的な無料相談をやっています。そういう場で、例えばこういうチラシをいつも用意しておいて、なるべく関係するような質問があったりしたときには、相談でこういうものをPRしていくというような場もつくってもいいような気がするのですが、こういうものの生かし方を、単にこの地域の人にお知らせしますというだけではなくて、こういうものをやっていますよというのをいろいろな場所で区民の目に触れるというのもいいことなのではないかなという気がします。ちょっと考えていただくといいのではないかなと思います。

狭あい道路整備課長

ありがとうございます。最近もすぎなみフェスタという区のイベントがあつて、2日間で10万人ぐらい来場する大きなイベントですが、狭あい道路のブースを出し、そこでもこちらのパネルと模型を設置して、2日間で850人ぐらいの来場者がありました。こちらのラジコンカーが人気ありまして、子供たちが一生懸命遊んでいました。親御さんもいらっしゃるので、こういった4コマ漫画で狭あい道路を理解していただくようにPRに努めてまいりました。

委員

やはり、積極的にこちらから攻めていくというのか、情報を提供していくという形がすごく大事なような気がするのです。この間ブロック塀で、区でもブロック塀の撤去とか、そういうものに助成をしますよというのをやって、ブロック塀の無料相談は、今、実は私どもの事務所協会での相談でも、あわせてブロック塀の相談に区の職員の方と一緒にいただいでやっています。これはかなり関心があつて、相談に来られる方が非常に多いのですよね。そういうふうにもう一步踏みこんで、例えばブロック塀が倒れたら危ないよというのが、マスコミでもかなり広く伝えられていて、区の広報などでも、そういうものを割と積極的に出していらっしゃる。そういうものが、多分、区民にとってはちょっと相談に行ってみようかなという引き金になったりするような気がします。ブロック塀とはちょっと性質が違うかもしれませんが、こういったもの、何かそういう機会情報を伝えていくという、手立てが少しでもできると、せっかくやっていることがよく理解してもらえるようになるのではないかなという気がしました。

実は、昨日1日相談会にいたのですけれども、ブロック塀の相談というのは、やっぱり天気が悪いのに4、5人来られているので、そういう場があるよということを広報で周知をする、広報に出ると、その後の相談会はかなり来客の数

が増えるというのは一般的に傾向としてあるのです。

広報でこちらから出していくというのは、すごく大事なので、ホームページの充実も大事だけれども、広報として自分からとりにいかなくても情報が入ってくるというチャンネルを活用するということはこういうもののPRにすごく効くような気がします。周知のあり方については、何か工夫があるといいと、特に昨日そう思いました。

狭あい道路整備課長 先ほどご紹介させていただきましたように、11月5日から時限的ではありますが、来年度いっぱいまで、4メートル以上の通学路については、耐震不燃化担当のほうで手厚く助成する。狭あい道路に関しましては、4メートル未満の狭あい道路で拡幅整備が伴えば、整備地区と同じような助成制度、塀の除却費が全額、あと塀の築造はメートル当たり8万5,000円までは助成するという制度をつくりました。それもしっかりPRはしていかなければいけないと考えています。

委員 今のブロック塀のことなのですけれども、この参考資料の一番下で通学路の狭あい道路の助成ですね。それで次のページが通学路かつ2項道路の沿道のブロック塀ということが助成の対象になっていると。

副参事 表のほうは、まず塀の除却とか、それから塀の建て替えに助成金の制度があるのでのですけれども、ご案内のように重点整備路線は、例えば塀の建て替えのときには8万5,000円まで助成しますというのがあります。整備地区も実は同じですが、整備地区以外の場所は助成金が塀の除却費用5,000円までだけです。それが通学路に関しては、狭あい道路を拡幅していただくことが前提ですけれども、狭あい道路に関しては8万5,000円の重点整備路線と同じ助成金を出しますというのが、この1ページ目です。

委員 結局、そうすると、狭あい道路ではない通学路には出ない。

副参事 狭あい道路ではない通学路については、別の私ども耐震・不燃化担当で4メートル以上の道路についてというところで、通学路についてはほぼ同じような助成金をつくっています。

耐震・不燃化担当というセクションでやっているのが4メートル以上の道路であって、狭あい道路については、こちらの狭あい道路整備課でやっています。

委員 要は塀が倒れて子どもが亡くなったということだから、狭あい道路とか整備地区とかではなくて、通学路の塀はみんな対象になっているのですか。

副参事 対象になっています。

委員                   そうですか。

委員                   今、そうなったということですね。ここに書かれている通学路かつ2項道路沿道というので付加した分が、今回、強化された部分だということですね。

委員                   そうなのですか。そうすると今までは通学路で狭あい道路のところを対象になっていなかったということですか。

副参事                通学路であっても、狭あい道路のところはいわゆる重点整備路線とか整備地区以外の場所は助成金が少なかったのです。その助成金をアップしましたということですか。

委員                   なるほど。わかりました。それでその通学路の助成金というものは、国のほうから何か助成があるのですかでしょうか。

副参事                現時点ではないとのことですか。

委員                   ないのですね。

副参事                ただ、ご案内のように狭あい道路の整備事業については国の補助金があります。道路工事費や測量費についてはいただいています。

委員                   わかりました。それから、最後のところで、自主整備は助成金の対象ではないと書いてあるのですけれども、区整備と自主整備と一応分けていますよね。このものは助成しますと書いてあって、これは全部区整備ということですか。

狭あい道路整備課長   これは、区が整備しています。区が拡幅できそうなところを戸別に営業をかけています。

委員                   樹木の移設費用とかも区がやるのですか。

副参事                費用を助成しています。

委員                   費用を助成するのですけれども、何かちょっと言葉がわかりにくいというか、自主整備というと何か所有者が自分で整備するのを区が助成すると思ってしまうのですけれども、普通は、そうではないのですね。

狭あい道路整備課長   その通りです。

委員                   わかりました。

委員                   そもそも助成の仕組みが、後退をして区に「整備してくださいね。」と言えお金を出しますと。それが今の制度ですか。

狭あい道路整備課長   区が整備することに承諾をいただければ、区が整備を行っております。

委員                   いや、もちろんL字溝のところを区が道路状に整備するというのは、区がやるわけですよ。けれども、こういうものは、所有者が自分でやるのを区が整備するわけではないですか。だから、言葉としてちょっとわかりにくいかな

とちょっと思ったのです。わかりました。

副会長

今、通学路のブロック塀について質問がありましたように、ちょっとわかりにくいところがあるので、委員がおっしゃるように、広報活動をより充実していただきたいし、助成金というものも幾ら出るのか金額がわからないとその気になれないし、その辺はしっかりやっていただきたいのが1つと、この30年度上半期の実施状況を見ますと、確かに1ページを見ると、非常に順調に拡幅整備の取組が進んでいることは十分よくわかるし、そのための予算も年々増加させるということで、積極的に杉並区が取り組んでいるということがわかるのですけれども、6ページの結局重点整備路線、せっかくこの重点として指定したにもかかわらず、ここはもともと難しいところだから、拡幅整備が進んでいないのですけれども、これを見ると29年、30年と比べてみて進んでいないという結論になってしまうのですよね。一部、③の阿佐谷北は進んでいますけれども、それ以外のところは全然進んでいないという結論になるわけですよね。

だから、私もここに来るときに、阿佐谷のパチンコ屋の道を見てきたのですけれども、パチンコ屋は新装開店しているのですけれども、道路はあまり変わっていないなという感じで、しかも支障物件とは言えないような看板が多いのですよね。あれが邪魔ですよね。

狭あい道路整備課長 そうですね。

副会長

いろいろなものが置いてありますし。だから、このせっかく重点整備路線というものを定めたので、これが少しでも拡幅できるように、またお知恵を出していただいて、少しでも前に進むように何か努力していただきたいなと思います。ポスティングぐらいではだめなのでしょうね。

狭あい道路整備課長 先ほどの支障物件につきまして、重点の3番路線になるわけですが、そこについては今年度粘り強く交渉しているところもございます。そこができれば、隣地とあわせて整備が可能になる場所を、今、鋭意折衝中でございます。

副会長

あその阿佐谷の道路は支障物件の定義から言うと、支障物件ゼロだというのがあったのですよね。別に花壇とか置いてあるわけではないので。だから余計難しいところなのですけれども、建物そのものをセットバックしなければ、どうしようもないようなところなので、大変困難なところだとは思いますが、何か少しでも進展してほしいなと思っています。

委員

感想みたいな話なのだけれども、実態的に言うと、狭あい道路が整備をされるというのは、どういう形で起こるかという、建て替えがない限り、実態と

しては、何事も起こらないというのは、放っておけばそういう状態になっている。それはせめて建て替えはないのだけれども、下がる余地があるのだったら、下げてもらいたいねということで区側から働きかけをするところが重点整備路線と理解をすると、実績に一般のところと重点と差がないというのは、実態、建て替えが起こることはどちらもあまり差がないと理解すると、まあそんなものかなという理解の仕方ができるのではないかなと思います。こちらから攻めていくところが重点整備路線だとすると、建て替えがないのに整備を進めようということで、積極的に働きかけをする部分、一生懸命やっているのだけれども、まだ実績が上がっていないというのが実態なのかなと私は、今、感想としてそんなふうに思っているのですけれども、違いますかね。

狭あい道路整備課長 実際はそういう部分も多分にあると思います。

委員 重点整備路線という看板をかけたのだけれども、実績が上がっていないのは何なのと言われそうな気がするのです。

では、その重点整備路線でないところは、そろそろやっていけばいいのという受け取り方ではなくて、重点整備路線というは何なのというのはちょっと見えにくいような気がします。

委員 今、言われたように、阿佐ヶ谷駅の近くのは、物は何か置いたりしているわけなので、そこを少しでも後退ということですよ。だから、ちょっと出っ張ってコンクリートがあるではないですか。そういうものをちょっと壊して後退すると。そうすると物が置けなくなるので、少し広がりますよね。建物を壊さなくても。

そういうことを、特に事業者なので、強く働きかけて、少しでも進むようにしていただくというのは重点整備路線なので、重要ではないかと思うのですね。それはぜひやることは可能ではないかと思うのですね。建物を壊すわけではないので。

委員 そういうところが、今度の条例で、これを一生懸命やりますよという、積極的に出ていく中で、所有権に関わる話みたいなのに、触れそうな、際どいところがあるので、今、仕組みとしてはちょっと引いた仕組みにしかっていないというあたりですね。

委員 そうですね。

委員 今、おっしゃったような意味で言うと、道路のところに段差があるのを平らにすればよくなるというお話なのだけれども、それだと、建物が出っ張って



る。本来下がるべきところが下がっていないという状態を是認してしまうような形になるような受けとめ方もあるような気がして、私、その辺がすごく生臭いような気がするのだけれども、どうですかね。

委員 　ただ一步前進ということにはなって、是認はしていませんよというのをきちんとと言えば、恐らくそれは区として是認にはならないので、進めていかないと確かに変わらないねということですよ。

委員 　そこら辺がお金のかけ方として、後ろ指さされないようなお金の使い方としても認めてもらえるかどうかというのは、際どいところのような気がするのですよ。委員がおっしゃったように、下がっていない道路の際まできれいにしてあげますよと、これを助成するとか。

委員 　ただ、置けなくなりますよね。そうすると。

委員 　置けなくなるのはわかるのだけれども、そのことで、お金の使い方について、大丈夫なのかというあたりが、私が今のお話を聞いていて、一番気になるところだった。もう建物が下がっているところであれば、全然問題ないのだけれども、もうちょっと攻め込んでも問題ないと思うのだけれども、建物が出っ張っている状態の中で、その前をきれいにしてあげるといことは何かそこで固定化されてしまうような雰囲気をちょっと僕は感じてやや生臭いかなど。

委員 　後退していないからということですね。

委員 　空間を確保して少しずつでも空間を確保していくということが大事ですよ。緊急車両が通れるとか、何かあったときの有事のときに少しでも幅が広いほうがいいということに重点を置いて、委員がおっしゃるとおり、確かに権利関係の問題もありますし、既得権みたいにならないようにとかあると思うのですけれども、やはり何をこの条例の目標にしているかという、やはり空間を確保して、緊急時の対応ができるということですよ。なので、そこに命が関わってくることになるので、何か少しでもそれに進めるようにするといいですよ。建築物を建てるときでも空間確保をさせるように、何か条件をつけたりするのはありますよね。許可するときにありますよね。

狭あい道路整備課長 　当然、基準法で、後退義務はございます。

委員 　そうですね。だから、そういうような方式をとっていけば少しでも空間を確保になりますね。

狭あい道路整備課長 　先ほど言いましたように、28年度の事前協議での、1割は自主整備になってしまいますけれども、空間が確保できていて支障物件もゼロです。しかし平

成元年以前とか、過去の分がまだ空間は確保されているのだけれども、長年のうちに支障物件を置かれてしまったり、エアコンの室外機を置かれてしまったりとか。

あとは、道路の表面で見るとL型は下げられるのですけれども、上空を見ると建物のひさしが当たっていたりするケースもあるのです。そういったところもなかなか下げられない部分もあります。そこら辺も見ながら、支障物件については建築基準法の工作物に当たらない部分が条例の対象になりますので、ここはちゃんと切り分けて指導していきたいと思っています。

副会長

今、委員のお金のかけ方というお話をされましたけれども、自主整備の部分について、助成金を出す、出さないという話が出て、さっき出ていまして、たしかに助成金を出せば、自主整備というのは進むかもしれないのですけれども、基本的には建築基準法で建て替えのときにセットバックしなければいけないので、これまでの所有者は自分で費用で全部セットバックして、道をあけて整備してと自分の費用でやっていたわけですね。これからの人だけは、助成金が出るとなると不公平かなという気持ちも若干あるので、しかも、本来、所有者の義務としてセットバックするわけですし、そこはあけなければいけないのは当然の法律上の義務なので、助成金を出すのがいいのかどうなのかというのも、これは議論になるのではないかなと思うのですけれどもね。

委員

お金のかけ方について、後ろ指さされないようにしながら、実効性のある、お金のかけ方をするというのは際どいところなので、整理をしていかなければならない、私、自分の経験で言うと、もう1つ、区で木造住宅の耐震補強というのに、お金を出しているのですけれども、屋根がちょっと出っ張っているとお金を出してあげないと言っているのですよね。

屋根をちゃんと道路の線まで切れば、お金を出しますけれども、屋根が出っ張っているとお金で出しませんよと、そういう切り分け方をしているのですよ。その辺はお金の使い方について、道路にすべきところに屋根が出っ張っているようなものはちゃんとルールを守っていない人だから、その建物についてお金を出してあげるのは差し控えましょうというのが、今のお金の使い方のルールになっている。そここのところが今の地面のほうの、ここで言う整備についてのお金をどこまで出したらいいか、出してもいいのかというあたりの切り分けで、際どいところのような気はするのですね。

屋根よりも下のほうがよく見えるところですから、なるべくその実効がある

ように、それで実態として通行に支障がないようにしていくのにお金は使えたほうがいいのかというのは、おっしゃるとおりだと思うのだけれども。

会長

ちょっと話題が変わりますけれども、電柱の移設の取組を整理していただいて、これを見ると例えば平成29年は136本をお願いしてという、この136というのは、その前の平成28年は176本お願いして、10本未了本数が出てきたと。この未了のものを含み、つまり10件プラス126件新たに見つけてお願いしたとそういう理解をすればいいのですか。依頼本数と完了本数で。

狭あい道路整備課長

依頼本数は年度になっています。年度の依頼になっていますけれども、実際工事が行われるのは次年度とかになってくる場合もあります。前回報告させていただいたときに、その辺の整理がされていなかったもので、これも24年度は前回報告しましたように、一斉調査をかけて、突出電柱を洗い直したのですが、それ以降どうなっているかということで、これも全部職員で手分けして確認に行って、大体道路の端から60センチ以上出っ張っている突出電柱を整理したものがこちらになっています。

ですから、29年度は依頼をかけているのですけれども、7本まだ残ってしまっているというところです。

副参事

あくまでも年度に依頼した件数に対応しているので、例えば、平成25年度は1本できれば完了本数は239本になるということです。そういう表です。

委員

未了というのは、放っておくのではなくて、それは依頼をしてやってねというのは常にプッシュをしながら、その年度で一步進めばその数字が変わってくるという扱いになってくる。

副参事

25年度の20本のものを、今、もう一度トライして移設された場合は、25年のところは完了本数が239本になって未了本数は19本になる。

委員

というふうにこの表ではできている。だから、未了のところはほったらかしではなくて、プッシュはしていますよという趣旨ですよ。

委員

これはそうすると24年に一斉調査したのだけれども、その後、60センチ以上突出しているのが結構いっぱいあるわけですよ。ということは、一斉調査した後建てたということなのですか。

狭あい道路整備課長

建て替えに伴って、拡幅して、移設する必要があるときは依頼をかけていますので。

委員

そうすると、新しく突出する電柱が増えているということですよ。

狭あい道路整備課長

そうです。

委員 何で突出電柱、最近もそんなものを建てているのですか。

副参事 建てているのではなくて、建て替えがあつて道路が後退した際に、そこに電柱があつた場合です。そうすると、一緒に電柱も下がってほしいのですが、できていないのがまだあるということです。

委員 今、できていないのは、合計196あるということですかね。

副参事 そうです。

委員 たぶん、建物の後退したがゆえに新たに増えて目立ってしまうということですね。

委員 そうですね。増えるということは後退が進んでいるのですね。

委員 そういうふうにも言えるのですね。

狭あい道路整備課長 セットバックすれば電柱が残りますので、それは移設の依頼をして、下げていただくようにはしているのですが。

副会長 少しずつよくなつてはいるのですね。

会長 つまり、ご質問したのは、かなりこれについては成果があるのだと理解していいのか、なかなか難しい。それは、さっきの終わりのほうで協議した理由、一本は地権者が受け入れてくれたというお話で、東電が渋っているというよりは、そういう面もないではないのかもしれないけれども。

狭あい道路整備課長 技術的な課題がある場合もあります。地域の方で反対される方もいらっしゃいます。

会長 地域の方々が、家の前に電線が来てしまうのは嫌だとか、あるいはその後退してくれたところの電柱は移設できても、その結果、電線がまだ後退していないお家の庭の中の通つてしまつてしまつてとか、線がありますからね。

狭あい道路整備課長 狭あい道路の出っ張り、引込みがありますので、電線の配線の仕方の技術的な問題もあると聞いています。

会長 出っ張っているお家の庭の上を通してもらえる許可が得られないから、残念ながらとか、そういう場合もあるのでしょうか。ただ、効果は非常に大きいですよ。これがあるとなしでは、支障物件ならいざというときにどければいいけれども、電柱では消防車がどけるわけにいかないですからね。

狭あい道路整備課長 隅切りもつくつていただいているところは余計に電柱が角に残ってしまいます。かなり支障になりますので、近隣の方から要望はいただくこともございます。

会長 これが大変評価できる成果も上げている。他方、いろいろ大変な課題もある

のだというようなことをうまく示していく。これもPRかもしれませんが、

も。  
だから、根本的には、個別の表を区としてお持ちになるのは大事だけれども、一般区民向けに何が行われて、何ができなくて、どう協力してもらいたいのか、協力に対してどういう区のほうも一生懸命援助しているのですよというものがずっと頭に入るようなパンフレットが別途あるといいですね。だんだん高度化してきますけれども。

狭あい道路整備課長 様々なイベントとか、そういった機会を通じて説明しているのですけれども、この間も区民の方と区長が話す意見交換会というのがありまして、そこで狭あい道路整備事業の説明を行いました。知らなかったという方がほとんどで、話を聞いてよくわかりましたと理解していただいた方もいましたが、建て替えだとかそういうことがないとあまり関心を持たれない方もいらっしゃいました。ただ道路が狭いと、消防車が通れないとか、清掃のパッカー車も入れなくて、軽トラックで何度も何度も往復するような感じでコストもかかるといった話もさせていただき、わかりやすかったというお話もいただいております。

会長 あと今のところは警察とか消防とかにご協力を得ないと進まないというか、得ることで進むとか、そういう対象というか、テーマは特には今のところはな

いですか。  
狭あい道路整備課長 例えば、建て替えのときに車庫証明の申請とかなさるときに、2項道路だと問題があると思います。

氏 申請があったときに、そこが建築基準法に引っかかるというときにはちょっと申請が受けられませんという、どうしてですかという、ご説明はさせていただいて、月に数本ありますけれども、おおむねご理解はいただいております。

ただ、そういったときに、ではうちの駐車を別途民間のところを借りなくてはいけないことになったときに、そのお宅がそのスペースをどうしようかといったことを検討されるときに、こんなのがあれば、ご教示もできるのだらうと思うのですけれども、でも先ほどのお話ですと、そういうときにはこれは使えると思います。

副参事 道路の拡幅整備については区が行いますので、道路を拡幅できますよと。車は当然置けないのだから、そこはちゃんと道路として整備してくださいよというお話をさせていただくと助かります。杉並警察署さんには、日頃からお世話になっていまして、パンフレットも置いていただいて、ご指導もさせていただいて

いるところがございますが、あえて申し上げればというところです。もう1つは、今、車庫に使っているところがある場合があるのですけれども、そのときは、警察さんの御協力をいただく必要があると思っております。

会長 軽自動車ぐらいですと、はみ出して、昔、いろいろ事例でお示しいただいたように、車庫に実際には使ってしまったという例がありました。そういうのも、この整備地域では、区で点検して警察に意見を聞きながら指導するとか、そういうのは特にはやっていない。支障物件の一番大きな自動車、車庫というのは。

狭あい道路整備課長 そういったところがあれば、警察と連携してやっていきたいと思っております。

会長 随分、職員の労力が要る仕事ですね。  
あとは条例をつくったときのことを思い出すと、支障物件は除去すると。それは強制的であり義務であるということは条例ができたけれども、区の整備を受けるというのか、区の助成において整備するということは必ず、つまり自主整備を許さないというところはいろいろご議論があつて、まだちょっと無理だろうということでしたっけ。

副参事 そうですね。支障物件については、委員の皆さんの意見が一致いたしました。

会長 憲法違反ではないというような議論もありましたね。

副参事 ご理解いただいて、置くことはできないと。29年1月1日を基準日として、そのときに置いてあったものについては、もうそれは禁止するという話をさせていただきました。区が公費をもって拡幅整備をするということであっても、それは受忍義務としていいのか。行き過ぎだというような議論がありまして、それは意見が分かれましたので、そこまでは、財産権、憲法29条との関係から、踏み込みませんでした。先ほど自主整備の話もさせていただきましたけれども、自主整備において空間は一応確保されているのだという成果もあるので、この辺を先の条例改正のときの審議会から今回の協議会の流れの中でどう捉えられるかというところが課題だなと思っております。

会長 条例を改正するとしたら、大きいのはその点ですね。

ほかは今日話題になったのは運用の改善とか、要綱の改善とかいうようなことで出たようで、それはいずれも整理していただきたいけれども。

その辺は自主整備の成果をどう評価するかということと、区による整備を強制してもいいのかどうか、そのほうがいいのかというあたりがまた次回にも少

し議論いただきたいわけですが、

自主整備の案件の整理はありましたけれども、かなりやってくれているというふうに評価できるかどうか。

狭あい道路整備課長 窓口でも支障物件の話は、条例改正以降はしっかり行っていますし、それはご理解いただいています。先ほどの28年度に関して言えば1割は自主整備になっておりますが、建築主の方は、建物が建ったと同時に道路もきちんと整理したいという思いはあります。特に建売りの現場だときれいな状態で売りたいので、そういった要望もあると思います。しかし区の整備のタイミングが合わないというケースの場合は自主整備になってしまう部分もあるのですけれども、

いずれにしろ、大体は協力いただいて区整備でやっていますので、今後もそこはしっかりやっていかなければいけないし、過去の部分も、置かれてしまっているところは条例改正でも支障物件ということで禁止されていますので、その取り組みの強化は課題だと思っています。

会長 過去の実績に対する対応というのがあるわけですね。

狭あい道路整備課長 今回、新たな整備地区でも各戸配布でチラシを配布しましたけれども、また来年度以降下がれそうなところは、戸別に委託業者も入れて区の職員と連携して、営業といいますか、交渉していきたい、折衝していきたいと考えています。地道な作業ですが、行ってまいりたいと考えております。

会長 整備地区は下がってはくれているけれども、L字構が入っていないので、昔のものが残っていて、普通は車が乗り入れられないというようなところがこういう中であって、そうすると区のお金でL字構を整備してあげるというのはできるということですね。

狭あい道路整備課長 建物があたってなければ、塀の後退のための塀の除却だとか、築造費だとか、L型の整備も含めて区のほうで、手厚くやっていきたいと思っています。

会長 それは私道であろうと私有地であろうと区の移管の手続をしてもらうわけですか。

狭あい道路整備課長 どちらも区が整備いたしますが、区道であれば区道の区域として管理します。私道は土地をいただくとか、使用する権利を受けるとかそういうことはございませんけれども、整備の承諾をいただきます。それで道路を広げますよという、公費をもって整備するということは行います。公道と見た目は同じです。

会長 そのお宅が都税事務所に固定資産税の減免を願いすれば、5%とか10%とか該当部分はたしか非課税になるのですよね。

副参事 区が整備した場合は、測量も入れて非課税申告用の図面をつくり、所有者さんにお渡ししますので、所有者さんがそれをもって申告していただければ非課税になります。

会長 なるほどね。一応、親切な道筋は用意されているわけで。  
その他。次回もありますけれども。

委員 30年度上半期の7ページのところで、一番下のオープンハウスというのは、29、30はやっていないので、この注は要らないのではないですか。

これは前の年はオープンハウスをやっていたので、この表の中にオープンハウスがあったのですよね。だけど、これ表にないのに注を入れておく必要がありますか。

狭あい道路整備課長 そうですね。修正いたします。

会長 次回以降、どんな具合にということをは今日は言ってみれば新規の第1回なので、次回以降また継続となるでしょうけれども、それが最後の議題で事務局からお示しいただくとして、今日出た話題、多岐にわたりまして、私も整理できませんけれども、重点整備路線が進捗しないということは、しているようには見えないということについては、皆さん心配なさっていて、とりわけ阿佐谷の商店街のところは非常に気になるし、目立つし、あるいはある意味ではなかなか難しいだろうけれども、大事な場所だから入れていただいた経緯もあるわけで、支障物件の定義、看板みたいなものが支障物件なのかとか、コンクリートでちょっと上がってしまっているところを区のほうで道路状にすることにおいて、出しにくくなったり、自転車が通りにくくなったりというあたりについて、とりわけ重点整備路線については、多少やり方を考えて、これは警察や消防のご協力をとらなければいけないけれども、せめて何か買い物するときか、朝の通勤のときにはあまり出さないのしょうけれども、お子さんを連れた乳母車とかお年寄りが歩いているときに、人混みで非常に歩きにくいというある時間帯、何かその運用の中で、事業者さんにも協力を得ながら、何か少し無理があるというか、逸脱しても、何かやり方を議論していただくようなことも。

要するに重点整備路線というものを成果が上がっていないと捉えられると、条例の1つの目玉が動いていないということであるので、これは気をつけるべきだという話題が、いろいろ多方面から出ました。それから自主整備を含めてL字構を移設してもらおうとか、するといったらいいのかな、電柱をととか、この辺は職員の努力と運用とお金の面でできるだけ進めていただきたい。



それで自主整備というものを条例の中で位置づけし直すのかどうかというあたりも成果も踏まえて、また次回も議論していただきたいけれども、確かにタイミングが合わないからどうしても勘弁してくれとか、地主さんも承諾を得られないので、勘弁してくれと、自分たちでやりますということまでも拒否して、区のほうの整備でやってくれなければだめですよと言い切れるかどうかというのは、多少、憲法問題を離れてちょっと微妙な現実の問題としてありそうですね。

というようなことがありました。それから、ブロック塀の危険について、これは31年度までの限定予算とありましたけれども、実際にはまたその時点で延長するなり、ご質問になった国費等々、都の補助等々も出るかもしれないというのを踏まえて、とりあえず2年間頑張りましょうという、そういう理解でよろしいですね。

狭あい道路整備課長 はい。

会長 その辺のことも皆さん非常に興味を持っていたと。

全体としてPRみたいなことについて、わかりよく全てを並列で整理して、事務局というか、役所として持つておくというのは大事だけれども、成果になったこととか、課題とか、どういういいことになりますよとか、あるいは説明会といいますか、そういう区割りをやりますよという広報も大事だけれども、それで前回来た人がこんなふうに満足して、こういう成果を得て帰られましたよというような、では私も行ってみようみたいな、うまいPRの仕方、いろいろとお考えいただく必要がありそうだというご意見もありました。

そんなようなことで、とりあえず資料に基づくご意見は終わりにして、もう一つの議題でございましたね。次回ということで、これは日程を含めて今年、新たなこの協議会の役割も含めて、事務局からお話しいただいてということでもよろしいでしょうか。

狭あい道路整備課長 今後の協議会のスケジュールについて説明させていただきます。

先ほどから話題になっていますけれども、条例の附則の2におきまして区長は条例施行後3年を目途として、この条例改正後の杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例の施行の状況を勘案して、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加えて、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと規定されてございます。

条例を改正した平成28年7月から3年後であります来年の7月を目途にご

議論を進めていただきたいと考えております。

本日、皆さんからいただきましたご意見も踏まえて、最後、課題を整理いたしまして、諮問をさせていただくことを考えてございます。

このためもう一回整理させていただいて、次回3月に開催を予定させていただきたいと思っております。

これも会長ともご相談しながら、課題の整理をしながら、委員の皆様にご連絡させていただいて、検討も進めていきたいと考えていますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。委員の皆様ご多忙かと思っておりますけれども、ぜひともよろしくお願い致します。

詳しい日程調整につきましては、また追って事務局からご連絡させていただきますが、3月下旬を予定しております。よろしくお願い致します。

事務局からは以上でございます。

会長

3月の下旬ですね。

では、そんなふうなふうに承っておけばよろしゅうございますか。

委員から特によろしいですか。

それでは、これで閉会ということで事務局にお返しいたします。

狭あい道路整備課長 本日は誠にありがとうございました。

— 了 —